

事業用太陽光発電設備の設置に 許可制を導入

～太陽光発電設備の不適切な設置や管理を規制し、

災害発生リスク及び景観・環境への影響を低減～

市内において民間事業者が太陽光発電設備を無秩序に設置することによる、災害の発生、生活環境の悪化、豊かな自然環境や魅力ある景観の破壊を防止するため、平成31年4月1日に「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を施行し、その後、令和3年3月には、地域住民への説明会の義務化を盛り込んだ改正を行い、地域と調和のとれた事業の促進に努めてきた。

そのような中、事業者の破綻等により設備の撤去等が行われず放置されることで、環境や景観の悪化、劣化した設備による災害発生のリスクに対する懸念が高まっている。

このことから、本市では現在の届出制を採用する条例の全部を改め、新たに許可制を導入した「野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」を12月議会に上程し、初日先議により議決をいただいたことから、11月28日付けで公布した。

なお、千葉県内では太陽光発電設備の規制に係る条例を本市を含め5市町で制定しているが、全て届出制であり、本市が県内初の許可制の導入となる。

詳細は以下のとおり。

●改正等の内容

- ・届出制から許可制への変更
- ・規制対象を発電出力30kw以上から10kw以上に拡大
- ・土地所有者等の責務規定の追加
- ・土地所有者との事前相談の追加

●施行期日

令和6年1月1日から施行

問合せ＝環境保全課・直通 04-7199-7489

代表 04-7125-1111（内線 3212）

野 田 市